

## 下郷町復興推進計画

平成25年2月12日

福島県下郷町

### 1. 計画の区域

下郷町全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖大地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町においても、原子力発電所の事故による風評被害により、農業や観光業といった本町の基幹産業に深刻な影響が生じている。毎年100万人規模の観光客が訪れる国選定重要伝統的建造物群保存地区である大内宿の入込客数が対前年比42%減少するなど、本町における被害額は、7.5億円にも上り、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような中で、本町の地域特性や地域資源を活用し、福島復興に貢献していくとともに、地域福祉への貢献及び雇用機会の拡大を図るため、引き続き風評の払拭に取り組みながら、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、地域福祉への貢献及び雇用機会の拡大を促進するため、本町の製造業における従業者数の約30%を占める中核的産業である情報通信機械器具製造業について、立地企業の製造工場の増設等を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

本町に立地する株式会社日本アレフ（以下「対象企業」という。）が落合地区において、行動判別センサーを製造する工場の増設等に必要な資金を貸し付ける事業

#### ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

情報通信機械器具製造業は、本町の製造業における従業者数の約30%を占める中核的産業である。対象企業は本町の情報通信機械器具製造業における唯一の企業であ

り、更に、今回の投資等による本町の情報通信機械器具製造業における占有率においても、年間出荷額で約45%、従業者数で36%に及ぶものである。また、製造工場の増設等による新規雇用予定者は2年間で35名と雇用効果は大きく、投資の規模としても、本町の情報通信機械器具製造業の平均投資額を大きく上回る大規模なものであることから、本町の情報通信機械器具製造業に果たす役割として中核的なものである。

また、今回の製造工場の増設に伴い生産される行動判別センサーは、高齢化が進む現代社会の環境において、在宅及び施設での介護等、福祉分野での幅広い活用が期待できるものである。

したがって、情報通信機械器具製造業の核となる製造工場を増設することは、計画の目標である「本町の地域特性や地域資源を活用し、福島復興に貢献していくとともに、地域福祉への貢献及び雇用機会の拡大を図るため、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 三菱東京UFJ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定の基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

日本アレフ会津工場で製造している各種センサー等の製品は、防犯警報装置として、大手警備保障会社にも納入実績があり、その販路は福祉分野まで拡大するものと期待される。

このため、当該計画の実施による対象企業の体力強化は、当町での操業の継続維持にもつながり、関連する地域産業の活性化と雇用の拡大にも結びつくものである。これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生及び地域福祉の向上に寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、当町、福島県、下郷町商工会、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする下郷町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。